

総行行第 160 号
令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた
官公需契約における配慮について (通知)

標記の件について、別紙のとおり、中小企業庁事業環境部取引課長から当職あてに、中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について依頼がありました。

今般の中東情勢を受け、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することにより、中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。このため、中小企業庁においては、中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約 1,000 箇所「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置するとともに、全国 48 か所に設置されている「取引かけこみ寺」において、各種の相談対応を行っているところです。

こうした状況の中、地方公共団体の調達については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和 7 年 4 月 22 日付け総行行第 163 号総務省自治行政局長通知)や「中東情勢を受けた燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更について (通知)」(令和 8 年 3 月 24 日付け総行行第 136 号総務省自治行政局行政課長通知)等において周知しているとおり、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うこと等、適切な価格転嫁のための取組を行っていただく必要があります。

貴職においては、今般の情勢及び本通知の趣旨を踏まえ、貴団体における入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、原材料価格・エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事 務 連 絡

令和8年3月27日

総務省自治行政局行政課長 殿

中小企業庁事業環境部取引課長

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について（依頼）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

こうした状況の中、国等の官公需の発注に当たっては、各府省等に対して、中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮と、改めて価格交渉・転嫁について要請しました。また、地方公共団体においても国の施策に準じた取組をお願いするため、各都道府県知事宛てに別添の要請文を発出しました。

別添の要請文に基づく対応を適切に実施するためには、商工関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

経済産業省

公 印 省 略
20260325中第4号
令和8年3月27日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条では、地方公共団体は、国の施策に準じ、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。

現下の状況を踏まえ、貴職におかれましては、令和7年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（5）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応の記載を踏まえ、下記の事項について、引き続き格別の配慮をお願いします。併せて、貴都道府県内の市区町村に対しても周知徹底されるよう要請します。

記

1. 令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

さらに、発注者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更につ

いて協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、重点支援地方交付金の活用や契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定、令和8年1月1日改正。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、官公需が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し発注者から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

2. 相談対応・資金繰り支援の周知

中小企業庁では、昨今の国際情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置している（参考1参照）。

また、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「取引かけこみ寺」を全国48か所に設置し、各種の相談対応を行っている（参考2参照）。

中小企業・小規模事業者から相談があった場合に、必要に応じこれらについて周知すること。

【参考1】中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260323004/20260323004.html>

【参考2】取引かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>